J A M 政策NEWS

2007年5月17日 第2007-46号

【発 行】J A M

【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】政策・政治グループ

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.jp

厚労大臣・次世代法に基づいて 128 社を認定 JAM関係で3社

5月16日、厚生労働省は、4月末現在で次世 代育成支援対策推進法に基づいて、厚生労働大 臣が認定した企業128社のうち、公表について 了解が得られた127社の社名を公表しました。 このうち、JAMの組合がある企業は、(株)小松 製作所、(株)山田製作所、日本ヒューレットパッ カード㈱の3社となっています。

企業に行動計画を義務づけ

次世代法(2003年成立)は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

特に企業は、国が定める「行動計画策定指針」に沿って、次世代育成支援対策のための行動計画を策定し、2005年4月1日以降、速やかに行動計画を届け出た上で、その計画に基づく取り組みを進めていくことが求められています。

2007年4月から初の認定

また、この法律では、事業主が行動計画を策定・実施し、その行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことによって厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定を受けたことを示すマークを、広告、商品などにつけることができ、企業のイメージアップや優秀な労働者の確保、定着をはかることができます。

認定を受けるためには、「2年以上5年以内」の計画期間を定め、「その目標を達成した」ことなどが要件となっており、行動計画届出開始から2年たった、今年4月から認定が行われ、今回の公表された企業は、認定のトップバッターということになります。



計画の提出は、常時雇用する労働者 301 人以 上の企業は「義務」、300 人以下の企業は努力義 務となっています。

認定の要件

- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4. 3 歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 5. 計画期間内に、男性の育児休業取得者がおり、 かつ、女性の育児休業取得率が70%以上だっ たこと。